

## 別表十七（三の六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第 66 条の 7 第 4 項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（3において「復興財確法」といいます。）第 33 条第 1 項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（3において「特別措置法」といいます。）第 43 条第 1 項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税の額2」の欄の記載に当たっては、別表一「9」の欄に外書きした金額を「別表一「9」」に含めて計算します。
- 3 内国法人が措置法第66条の9の3第3項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（復興財確法第33条第1項又は特別措置法第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。